

総論 揺らぐ日本の食の生産・表示そして安全

私たちの「食への権利」 —種子法廃止・種苗法改正等の実態から考える—

山田 正彦

元農林水産大臣、弁護士

聞き手：青木 美紗（奈良女子大学）



日本の主食である米の種子を安定供給してきた主要農産物種子法（以下、種子法）

【青木】山田先生は国内外問わず、多くの現場の声を聴きながら、市民に多様な形式で情報発信をしてくださっています。映画『タネは誰のもの』や『食の安全を守る人々』はじめ、先生ご自身のブログでも、食について考えるための貴重な情報が発信されており、常に参考にさせていただいております。

まずは、2018年に突如廃止となった、種子法という法律が何を目的に制定され、

他国ではどうなっているのか教えていただけますでしょうか。

【山田】種子法っていうのは、日本人の主食である米、麦、大豆といった主食も含む穀物の種子を公的機関が開発・生産し、安全な種子を安定的に安く供給するための法律です。これは第二次世界大戦後すぐ、食料の配給制度といのがあったのですが、そのときに、日本人が飢えることがないようにとの趣旨で最初作られたんです。

この米、麦、大豆というのは、そういう意味では各国、たとえばアメリカ、ヨーロッパ、オーストラリア、カナダにおいても、



『食の安全を守る人々』の映画ポスター



『タネは誰のもの』の映画ポスター

国や州が優良な種子を作って、それを農家に安定して提供しています。穀物の種子というのは、自家採種が多いんです。アメリカでも 3 分の 2 は自家採種、3 分の 1 が公共の種子なんです。

【青木】 種子法があることでお米の種子はどのように生産・供給されていたのでしょうか。

【山田】 主食の米は、食料安全保障上、食料自給率の面でも非常に大事なんです。種子法を根拠法として、今まで各都道府県が、原原種から原種という流れで 3 年がかりで種子を作ってきたんです。私の『タネは誰のもの』の映画見てもらえば分かるんですが、大変な作業なんです。私も何度も現場に行きました。本当においしい米を、しかも安く提供できたんです。

種子法廃止の背景

【青木】 他国でも大事にされている種子の公的管理が日本で廃止となってしまった背景にはどのようなことがあるのでしょうか。

【山田】 大事な穀物の種子を、今後は民間の活力を生かして民間の種子に変えるんだということで 2018 年に廃止されました。当時の安倍政権が打ち出したんです。

野菜の種子は民間が生産していますので、現在どうなっているかを説明します。かつては全部伝統的な在来種だったんですが、この 40 年ほどで、野菜の種子は、ほとんど F1 種子になりました。F1 種子がどこで作られてるかということ、海外で 90% 作られてるんです。どこが作ってるかということ、旧モンサントはじめ世界の種

子握ってる 3 つの農業メーカーのグループで、世界の種の 7 割は握っています。そのような企業が、種子を世界各国で委託して作らせていて、それを日本で委託販売してるというのが実情なんです。

そして野菜の種子は、かつて 1 粒 1 円か 2 円だったのが、今 50 円とか 60 円とか、特に去年から上がりました。F1 種子っていうのは、強勢雑種ですから 1 代限りなんです。毎年買わなきゃいけない。種取りしても、次の年はろくなものはできてこない。今後は米、麦、大豆の種子も野菜と同じようにしてしまおう、というのが種子法廃止です。

種子法廃止がもたらす 市民への影響を回避する 種子条例の広がり

【青木】 種子生産を民間に任せることで、種子価格が上がることは野菜の例を見ても推測できます。それ以外にはどのような影響がありますか？

【山田】 政府が種子法を廃止した後、三井化学アグロ株式会社が開発した「みつひかり」という品種を政府は全国に奨励して回ったんです、その品種は、価格だけでもコシヒカリの約 10 倍なんです。民間の米の種子として代表的なのは、住友化学の「つくば SD」とか、豊田通商の「しきゆたか」、日本モンサントの「とねのめぐみ」があり、このような品種をこれから作りなさいと、という形になったんです。これらの品種は、F1 の品種なんです。

農家は毎年種子を高い段で買わないといけないですし、これまでは都道府県が毎年農家に聞き取りして、種子の生産計画をつ

くっていましたが、それができなくなります。

「みつひかり」という品種は今、だいたい少なくとも4,000ヘクタールの農地で作られています。それを2023年の2月に、突然ですが、「みつひかり」の苗を販売してる三井化学アグロ株式会社が、農水省の農産局穀物課農産物検査班により、種子として不良欠陥品と指摘され、交配不良で欠陥品なので、今年は提供できませんと言ってきたんです。農家は本当にうろたえています。

じゃあ三井化学アグロに損害賠償請求できるかっていうと、PL法、製造物責任法では種子には適応できないと声明を出したのです。どこも責任取らないっていう状況が今起きました。だから、私たち主食の米麦大豆というのは公共の種子でないと、これは大変なことになると思っております。

種子条例を制定する都道府県

【青木】 最近は米価がどんどん下がっていますが、民間種子に置き換わってしまうと価格が上がるだけでなく、安定的に米にありつけないという事態にもなりそうですね…各都道府県で種子条例を定める動きもあると聞いていますが、どのようなものでしょうか。

【山田】 種子法が廃止されたときに、これは大変だと思って、当時のJA水戸の組合長さん、種子栽培農家を抱えてましたので、「日本の種子（たね）を守る会」という組織を作って、みんなで種子条例を作ろうじゃないかという活動を始めたんです。あれからもう5年になります。

条例は各都道府県の法律です。種子条例

は、種子法があったときと同じように、都道府県が責任を持って発芽率90%以上を保証して、安定した種子を農家に安定して提供しようという条例です。この種子条例を制定する動きが広がり、2023年3月末時点において全国で34の条例ができました。各市町村から県に対して、種子法に代わる種子条例を作ってほしいという意見書を出していったんです。

ひとまずそれはそれで本当に良かったと思ってるんです。これまでどおり、当たり前のように安心して、美味しい安全なお米を、私たちは何とか食べることができんだと。すると国の姿勢も変わってきまして、農水省も種子条例は歓迎だと言い出し、国会でも野党が提案した種子法廃止撤回法案に、今、自民党が審議に応じてくれるところなんです。継続審議なんです。そういう形で、これから準備してる県もありますが、主要穀物の種子については、何とか少し、最悪の事態は回避できたなとは思ってるところです。

更なる苦難：種苗法改正

【青木】 種子条例が、市民や議員の呼びかけによって各都道府県で広がり、最悪の事態が回避されそうでひとまず安心しました。でも種苗法改正も同時に懸念されています…そもそも種苗法とはどのような法律なのでしょうか。

【山田】 種苗法っていうのは、分かりやすく言えば、著作権みたいなもんです。言ってみれば、開発したその種を、開発した人が権利を25年から30年保護しましょうと。かと言って、日本が批准した法律でも自家採種は農民の権利とされています。1度そ

の権利者から種を買ったら、それを買った人は誰でも、自由に種取りできるという内容になったのです。世界中どこでもそうです。

というのは、利権者の種子と言っても生きているので、その土地風土によって種は少しずつ変わっていくんです。その人によっても種は変わっていくと言われてます。だから自家採種自由なんです。

【青木】 著作権はあっても自家採取は認められていたんですね。それが改正後どうなったのでしょうか。

【山田】 登録品種の自家採種を禁止するんだと。登録品種の著作権は25年から30年、最近はもうちょっと今はどんどん長くなって、TPP 協定でも著作権は70年とか80年になっています。その著作権を持つ人の利益を保護して儲けようというのを、モンサント（現：バイエル）などの多国籍企業が考えた。継続的に儲けるためには、いったん売った種が自由に自家採種されたら困ると。それで自家採種を禁止にするために種苗法が改定されました。

こういう法律は、50年40年前に「モンサント法案」と呼ばれて、結構恐れられたことがあるんです。インドではそれによって綿の品種で国が定めた品種以外、自家採種しちゃいけないとなって、モンサントの綿の遺伝子組み換えの品種を作らされたんです。結果、20万人の農家が自殺したという話があるぐらいで、中南米では農民の暴動が起こりまして、そして2013年には、ブラジルもメキシコも自家採種禁止法案全部やめたんです。アメリカは植物品種保護法っていうのがあって、自家採種自由です。EUも少し制限はあるものの事実上、自家採種自由です。

【青木】 自家採取を昨今禁止している国は日本以外にあるのでしょうか？

【山田】 世界でこのように登録品種の自家採種を禁止してる国が、今回の日本の他にどっかあるのか国会で聞いてもらいました。国会の議事録にも残ってますが、農水省は、日本とイスラエルがありますと答えてます。ほとんどの国では自家採種は農民の権利として自由なんです。しかし今回改定された内容では、登録品種を一旦種子を購入したとしても自家採種したら、10年以下の懲役、1,000万円以下の罰金、共謀罪の対象となると。農業生産法人なら3億円以下の罰金という重罰なんです。

民間に渡されている 優良な育種知見

【青木】 種苗法が改正されるときに、政府はシャインマスカットやあまおうなどの優良品種が海外に流出するのを防ぐためと言っておりましたが…

【山田】 種子法廃止のときと違って、マスコミもそのように報道したので、農家の自家採種を禁止するってことはやむを得ないことだと、そう思われた方多かったんじゃないでしょうか。ところが、実際はそうじゃないと私は思ってます。

種子法廃止のときに、政府提案の農業競争力強化支援法という法律を国会が通したんです。これも報道されませんでした。この法律の8条4項にこう書いてあるんです。いわゆる国（農研機構）および都道府県が開発した優良な育種知見を、民間の求めに応じて、民間に提供しなさいと。これは、

国の育種知見である「シャインマスカット」とか福岡県の育成知見である「あまおう」を守ることで、矛盾してるでしょ。

そして最近分かったことなんです、この農業競争力強化支援法8条4項によって、国はどのような品種を、どこにどれだけ民間に提供したのか、農水省に明らかにしろと求めたんです。そしたら、国の登録品種だけで1,980件、都道府県は420件の優良な育種知見が民間に提供されていますと、農水省から正式に回答がありました。さらに私どもは、情報公開法に基づいて、どこに提供されたのかを明らかにしようと求めたんです。そしたら民間に提供してるから、民間の同意がなければ、一方的に国から情報開示するわけにいかないという返事なんです。

問題あります。私たち「日本の種子(たね)を守る会」は、各都道府県の情報公開条例に基づいて求めたんです。そしたら、福岡県から回答がありました。その回答を見ると、「あまおう」の知的財産権が民間の株式会社提供されてました。会社の名前は黒塗りです。

【青木】 民間に権利が渡されるとどのようなことが起こり得るのでしょうか。

【山田】 たとえば、サツマイモの「紅はるか」という品種の農家は、これまで自分たちで種芋を育てて苗を生産してきましたが、これからは民間の種苗会社から定植苗というのを買わなきゃいけなくなる。『タネは誰のもの』の映画でも紹介しているように、定植苗というのは、民間の会社を作るから、結構いい加減なものになるんです。農家はみんな愕然としてるところです。

農家にとっては、大変な負担になる。結局消費者も、それを価格として負担すると

いう形になっていかざるを得ない。どこがもうかるのか、ここが大事なんです。

国内で取り締まりが始まる？！

【青木】 登録品種の利用割合は少ないから、取り締まり対象も少ないのでは？と考えている人も一定数おられます。

【山田】 政府は、自家採種禁止の審議のときに、登録品種は10%にも満たないから、農家に影響はないと説明したんです。ところが、どれくらいの方が自家採種しているかというのを2015年に農水省が調査していましたが、農水省は秘密にしておったんです。その調査内容をこの審議の時に国会で明らかにしたのですが、なんと52.2%の人が、現在、登録品種の自家採種を続けているということでした。ということは、かなりの農家が刑罰に処せられるんです。これ親告罪でも何でもありませんから。告訴がなくても、警察はいくらでもそれを取り締まることできるんです。

【青木】 報道されていた内容だと、海外での取り締まりのように受け取れますが、国内での取り締まりということでしょうか？

【山田】 実は昨年2022年7月に農水省は検討会開いているのですが、海外での取り締まりっていうことを表に出してきたんだけど、国の内外と書いていて国内取り締まりが目的なんです。もともと種苗法改定は国内法ですから、海外での流出したものの取り締まりは全くできないんです。だからもともと狙いは、国内の取り締まりだったんです。

2022年12月12日でしたか、農水省は

検討会の末、民間の弁護士法人も入れて監視機関を作る決定を出したんです。検討会の内容には、「監視および対応」と書いてるんです。対応ということは、取り締まりを始めるということなんです。半分以上の人が今自家採種続けてる中、今年からいよいよその取り締まりを始めるっていうことになってきたんです。これはかつてのモンサントポリスと言われたものと同じようなもので、調査員制度を設けて、どんどん企業側が裁判し農家を訴えていくことになります。そのような制度を、われわれの税金、国のお金で、今年中に設置することになりました。いよいよ自家採種禁止の取り締まりが始まるんです。

各自治体で種苗を守る動き

【青木】 そんなことが進められているとは…種子条例が制定されてきたように、以前の種苗法を維持するような条例を定める動きはあるのでしょうか。

【山田】 種苗条例はこれからです。しかし県独自で自家種採取を認めるというような動きはあります。2022 年 4 月に長野県がいち早く、県の登録品種については、改定種苗法で求めている許諾手続きも許諾料もいりません、自家採種自由ですと決定したんです。それに従って、山梨県、北海道、今、私どもが調べてる限りで 39 の都道府県が、自分とこの開発した品種は自家採種自由ですということになっています。

あと沖縄で種苗条例が目指すような条例ができました。簡単に説明すると、民間からサトウキビなどの育種知見を求められたらすぐ渡すんじゃなくて、審議会を設けて審議し、沖縄の農業経済に対するアセス調

査をやってもらうということを盛り込むことができました。もう 1 つは、伝統的な在来種を発掘、多様な在来種を発掘調査して保存管理するというのも条例にできたんです。ただ、沖縄県の登録品種は少なくとも県民の税金で栽培できるよう、沖縄県民にはこれまでの種苗法どおり許諾手続きも許諾料もいなくなる種苗条例をこれから全国各地で作っていき、と動いています。

食品表示改正―「遺伝子組換えでない」や「無添加」の表示―

【青木】 やはり市民がちゃんと勉強して各自治体で守っていくことが大事なんですね。そういえば、2023 年 4 月から遺伝子組換えでないという食品表示が改正されました。この件についてもお話頂けますでしょうか。

【山田】 大変大事な話です。ゲノム編集食品の表示については、話が長くなるのですが一言、ゲノム編集食品も遺伝子組み換え食品そのものです。欧米では New GMO と呼ばれています。今回はこの程度で止めておきますが、「遺伝子組換えでない」という食品表示については、この 4 月から、完全に遺伝子組換えがゼロでなければ、「遺伝子組換えでない」大豆でできた納豆です、味噌ですという表示ができなくなりましたよね。

これ、結構大変なこととして、いわゆるコンタミ（混入）って言うんですが、遺伝子組換えされた大豆も流通段階で必ずって言うていいくらい混じるんです。一番厳しい EU でも 0.9% の混入を認めてるんです。韓国でも 3%。どこの国でも認めてるのに日本だけゼロにするっていうのは、事実上

遺伝子組換えでないものでできた食品の表示ができなくなるっていう罰です。

意図しない混入の場合に罰することができるか。業者にとってそれなりに社会的に相応な注意を働かせておれば、仮に意図しない混入があった場合には当然「遺伝子組換えでない」と表記していても認められるんじゃないか、というのが私どもの見解です。ですので、ほとんどの生協は遺伝子組換えでない食品の表示が難しくなってきたんですけれども、一部の生協では従来どおり遺伝子組換えでない表示をすることになりました。もしものことがあれば、新しい弁護団を組んで国に対して争おうじゃないかと、という気持ちがあります。

2023年4月6日に超党派の国会議員でつくる「食の安全・安心を創る議員連盟（食の安全議連）」の集まりがありまして、この議連が主催して「食品表示を考える消費者と生産者、事業者の集い」を開催しました。消費者庁と私たち消費者を呼んで、国会でゲノム編集表示と、そして遺伝子組換え表示について双方の言い分を聞いてもらいました。そこにたとえば小さな製造業者、それも集まってもらってオンラインで全国1,500人ぐらい参加してくれましたかね。第3回のも予定してますんで皆さん「食品表示問題ネットワーク」に入っていたければありがたい。

【青木】4月6日の集いは、私も後日配信された動画を視聴いたしました。このような会を設けてくださっていることをありがとうございました。「無添加」の表示も、まじめに取り組んでいる生産者さん達が困るという状況になっていると聞きます。

【山田】2022年3月に消費者庁がガイドラインを変更して、「無添加」とか「化学調

味料不使用」と書いたら処罰することを決定したんです。これは消費者庁の単なる内部の指針、ガイドラインを検討会で変更して取り締まり処分するということなのです。

これはおかしいじゃないかと思い、そのときに私ども食の安全議連の皆さん方に来ていただいて、そして福岡県の手千さんという、食品添加物を使用せずにからし明太子を作っておられる方をお呼びしました。

大手調味料メーカーは、鰹節で出汁をとっても化学調味料と同じアミノ酸なんだから、同じアミノ酸なのに「無添加」という表示を小さな業者が作ったものだけに記載されると、大手の化学会社が生産している調味料がいかに悪いように見える、いわゆる「優良誤認」される恐れがあるから、そういう表示は取り締まることができるんだ、勝手に消費者庁がそう解釈したんです。納得できますか。

さすがにこれには国会議員も怒り出して。先の国会で4人の議員が質問してくれました。そこに、からし明太子を本当に無添加で作ってる人に来ていただいて、こういう人を処罰できるのでしょうかと消費者庁の担当大臣にお聞きしたのです。さすがに大臣にもはっきりと本当に無添加であって、本当に食品添加物を使っていなければ処罰できないっていうことを、国会で答弁していただいたんです。私たち弁護団も5、6人くらい参加してましたからね。

それで今、全国の、生協さんとか350の団体と一緒に無添加表示を従来通りやろうじゃないかと、いう運動をやっているところです。

【青木】この事実は全然報道されていないので、実際には「無添加」表示できるということを知らない人が多いのではないのでしょうか？

【山田】この前福井県に行ってきましたが、マルカワみそさんももう無添加表示をやめようとしているところでした。表示してもいいことを全く知らなかったと。法律がそう変わったと聞いていたのでそうしないといけないと思っていたと語っていました。

突如推進され始めた昆虫食

【青木】政府が進めたいことは報道されるけれど、進めたくないことは報道されにくいような印象を受けます…昆虫食が騒がれていますが、同じような構造があるのかなと…

【山田】コオロギを養殖して良質のタンパク質を取るんだとかと言ってますけど、一方で日本では既に日本で供給されている良質なタンパク質である絞った牛乳を捨てさせてますよね。もう 1 つ良質なタンパク質というのは、僕は大豆だと思うんです。大豆は日本国内どこでも育つんです。昔は田んぼのあぜで作ってました。費用もかからない。

最近酪農の現状が取り上げられています。東京大学の鈴木教授が発信してくださっているように、カレント・アクセス(「その部分は低い関税を適用すべき輸入枠」)で脱脂粉乳を 17 万 3,000 トン輸入してるんです。法律上の義務としてこれまで輸入してきましたが、そうではなく、事情によっては守らなくていい、単なるアクセス(機会)ですから入れなくていいのです。日本だけが義務だとして受け入れている。これを入れなければ 20 万トンの国産の生乳が生きるんです。

良質なタンパク質を確保するなら脱脂粉乳の輸入をやめて、農家を誰一人倒産する

ことがないように支援するほうが大事で、国が酪農家に辞めるために奨励金出すなんてばかなことしなくて済むんです。

お米も同じです。ミニマム・アクセスという輸入枠があって、これも単なる輸入の機会にすぎないんですが、77 万トン、そのうちアメリカから 38 万トン輸入してます。それをいくらで入れているかといえば、60 キロ 17,000 円です。しかし、日本では昨年 60 キロあたりの米価が 1 万円切ったんです。考えられますか。

外国からの国際法上義務でもない輸入枠を受け入れなければ、米農家、酪農家、畜産家、日本の農業は生きるんです。だから皆さん報道だけじゃなく、実際の真実を学んでいただきたいと思っています。

私たちの「食への権利」

【青木】大事な情報が全然伝えられていない状況なので、市民が積極的に情報収集するとともに、自分たちで地域の食資源を守っていく必要があるように感じます。ちょうど 2023 年 3 月 24 日に種子法廃止等に関する違憲確認訴訟の判決が出されましたが、どのような内容だったのでしょうか。

【山田】種子法が廃止されたことは、TPP 協定によるものであり違憲ではないかと、私どもは訴えたんです。TPP 差し止め違憲訴訟からいったらもう 10 年になります。今回の違憲確認訴訟での私どもの主張は、憲法 25 条、私たち、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利がありますよね。ここに「食への権利」、すなわち安全な食べ物を持続的に安定して提供を受ける権利があるという食への権利が、国民の憲法上の基本的人権として認められていることを、

弁護団で主張したんです。この「食への権利」を含む憲法 25 条に種子法廃止は違反してるので種子法廃止法は無効と主張してきたんです。当初、ずいぶん乱暴な主張だと言われました。というのが、憲法 25 条の生存権っていうのは、もともとプログラム規定だから、具体的な法律がないと権利として認めないっていうのが学説・判例の立場だったんです。ところが芦部憲法と呼ばれた有名な東大の憲法学者芦部信喜さんが憲法 25 条の生存権は国際条約に基づいて具体的な権利として認めるべきだとする学説を発表したのですが、私どもは日本が批准している社会権条約に基づいて「食への権利」は認められるんだという主張してきました。

国の代理人は検事、すなわち検察官なんです。国側は、憲法 25 条の生存権は具体的な権利じゃないから早く却下しろとずっと一貫して言ってきた。それに対して裁判長が、われわれの主張に対してまともに反論しないと不利益を受けることがありますよと、国側（検事）にそう注意したんです。それは裁判の調書にも記載していただきました。そして『タネは誰のもの』の映画を法廷で裁判長が見てくれたんです。そして証拠取り調べに入り、証人として憲法学者や農業経済学者、現場の生産者たちにも法廷に来ていただき、私どもの主張を全部裁判所に聞いていただきました。

第一審の判決言い渡しでは私たちの主張は退けられました。大変悔しい思いをしたんですが、ただ判決理由のなかに、憲法上「衣食住への権利は、（司法としても）保障されなければならない」ことが明示されました。これは権利として「食への権利」を認めたということになります。

判決の中身を私も弁護団みんなで検討したんですが、侵害の事実は認めながら最後

に具体的権利がないというのは矛盾してるというか、おかしいなという見解になりました。また裁判長も 3 回も代わったこともありまして…弁護士によってはそれで見解が少しずつ違うんですが、皆納得がいかないので、4 月 6 日に控訴しました。

「地方分権一括法」の活用で地域の食資源を守る

【青木】愛媛県の今治市では「食と農のまちづくり条例」を定めて地域の食資源を守ろうとされていると聞いています。

【山田】今治市の「食と農のまちづくり条例」っていうのは、今治市の承諾なくして遺伝子組換え農産物を市内で作付けしたら、半年以下の懲役 50 万円以下の罰金に処すという条例です。このような条例を各市町村で作っていくことができます。

2000 年に入って、憲法の地方分権に従って「地方分権一括法」という法律ができました。これによってこれまで国が地方自治体を指揮・命令・監督してきたものは一切禁止となり、通達も禁止です。過去の通達も効力を失ったんです。だから法令に反しない限り、各市町村や各都道府県といった自治体は何でも条例でその自治体の地方に関わる法律、条例を作ることができますようになりました。各地方自治体と国は法律上は同格で、国からの通知等は単なる技術的助言にすぎません。そういう意味では、これから各市町村、各都道府県で、私たちの種を守り食の安全を守る、食品の表示を守る、農薬を規制するということも条例で規制できるわけです。

【青木】オーガニック給食の流れも全国で

活発化していますね。

【山田】 今 3 割の自治体が学校給食無償になって、東京都は今年から半分の小学校・中学校は無償になります。国会でも何とか自民党からも参加して、与野党でオーガニック給食議連できそうです。2022 年 10 月 26 日に開催された全国オーガニック給食フォーラムには多くの人に参加していただきました。2023 年 6 月に全国オーガニック給食協議会が設立されます。

韓国では既に効率の保育園、幼稚園から高校まで学校給食は無償・オーガニックになっています。ブラジルもそうですし、世界の流れはオーガニックに変わってきました。日本でも私たちががんばりましょう。

子どもたちの未来を守るために

【青木】 大変勇気をもらえる先生のご活動に感銘を受けるとともに、自分でもできることをどんどんやっていこうと思います。

【山田】 僕は、五島列島で戦争中、先の大戦のとき生まれました。戦争中も私の叔父も原爆で亡くなったし、かなり防空壕とか、戦後の配給制度も記憶あるんです。私が生まれたとき、私の家は農家でしたから牛が 1 頭いて豚が 2 匹いて、庭にニワトリも 30 羽くらいいました。畑もあって、みんな種取りやってみました。

当時、農薬も化学肥料も全くなかったんです。たとえば東南アジアから稲にウンカっていう害虫が飛んできて、発生します。かなりやられるんですが、そうなったときにどうしてたかという、菜種油を一升瓶に入れて田んぼに持って行ってました。田んぼでそれをまいて、そして長

い竹ぼうきではたいて、ウンカを落として田んぼから水を落として窒息させ流す、その繰り返しだったんです。それが日本の農薬だったんです。どこの家も菜種作ってました。今はみんな輸入に頼ってますよね。

当時、戦後すぐ食料難という時代を迎えるんです。配給制度でした。そのときの自給率が 1 人当たり、今、調べてみると 1,200 キロカロリーなんです。今の自給率、それが 1 人当たり 918 キロカロリーです。もし世界のどこかで戦争が起こったとして、このままでいくと局地的な核戦争が起こる可能性あると思います。

そうなったときに、アメリカの大学の研究で 2,700 万人死ぬ恐れがあるけれども、その後 2 年間世界の流通が止まる核の冬が来て、もっとも餓死者が出るのが日本であり、その数は約 7,200 万人に及ぶだろうという研究結果があります（鈴木宣弘教授の『世界で最初に飢えるのは日本』にあり）。

未来の日本の子どものために早急に何とかしなきゃいけない。私たち大人に責任がある。日本の若い人たちで関心のある人がいたら私は大学でもどこでも出かけて行くようにしてます。『食の安全を守る人々』や『タネは誰のもの』の映画見ながら皆さんと語り合えたらいいかと思います。みんなで少しずつ動けば変わっていきます。一緒に頑張っていきましょう。

【青木】 元農林水産大臣というご経歴と弁護士というお立場から、貴重なお話をいただき、また勇気もいただき、今日はお忙しいところ本当にありがとうございます。一人でも多くの人に、真実を知ってもらい、動いていければと思います。